

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 山ノ内町立すがかわ保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 □ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<p>・山ノ内町が運営する町立5保育園共通の保育目標があり保育園の存在意義、使命や役割等を明確にしている。また、町立5保育園としての共通の人権・同和教育目標が3項目定められており、子どもの人権感覚の育成、生きていく権利を他から疎外されないような保障について明記している。事務室に園の保育理念や人権・同和目標を大きく掲示し誰にもわかるようにしており、職員会議でも折にふれ保育目標や人権・同和目標の実践状況について振り返って、意思統一を図っている。保護者に向けては「保育園のしおり」や「園だより」などに記載し周知を図っている。保護者アンケートの「保育園の基本的な考え方（保育目標・保育方針）を知っていますか」という問いについて「どちらともいえない」「いいえ」という方が二分の一弱おり、浸透度がやや低いのではないと思われる。今後、保護者の集まる機会などに、「保育目標」や「人権・同和目標」、当園の「全体的な計画」等を基に、更に具体的に説明されていくことを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	■ 8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	・町教育委員会の保育・幼児教育係を中心に町立5保育園全体の方向性が決められている。令和2年度から令和6年度までの「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」や「第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で当保育園の利用者の推移予測や利用率を分析しており、地域の実状に合わせてニーズに応えている。保育・幼児教育係では役場内の各課と連携して、子どもが生まれる前から切れ目なく時系列的にその状況を把握し、町として実施する園庭開放や子育て支援センター「ゆめっこ」、一時保育などの利用者数を集計して、地域の現状や潜在的利用者等も把握している。また、「山ノ内町保育所運営審議会」が適宜開かれて、現状の分析と点検が行われ、課題が明確にされている。
					■ 9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	■ 10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。					
	■ 11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。					
		② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	■ 12	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	・運営に関しては担当部署の保育・幼児教育係の管轄で町立5保育園合同で推進されている。経費については「保育園予算配当」として各園ごとに歳出予算の上限枠が決められている。職員の確保については利用する子どもの数を予測し、その必要性に応じ予め代替職員などが確保されている。各保育園の実状に合わせて地域ならではの送迎ミニバスも運行されており、運転手が確保されている。また、2ヶ月ごとに「山ノ内町保育研究会」の8つの部会が開かれ課題解決に向けて協働している。	
	■ 13	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。					
	■ 14	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。					
	■ 15	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント	
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<p>・令和3年度から令和12年度までの「第6次山ノ内町総合計画」が策定されており、「第2章第1節 安心して子育てできる郷土づくり」として方針が定められている。また、それに並行して令和2年度から令和6年度までの「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」も策定され、推進されている。同時に令和7年度末までの5ヶ年計画「第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」があり「基本目標 結婚・出産・子育て！切れ目のない支援を創生します」等のビジョンを明確にしている。「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」には「子どもや子育てにやさしいまち 山ノ内 みらいへつなぐ、ふるさとのまちづくり」という基本理念が掲げられている。基本目標としては、「子育て家庭の支援」「親子の健康の確保と増進」「教育環境の整備」「子育てにやさしい生活環境の整備」「要保護児童・家庭への支援」の5つも掲げられている。それぞれの目標についての具体的な施策として「事業名・事業内容」が具体的に示されて、可能なものは数値化されており、費用対効果などの効果検証が可能となっている。</p>	
					■	17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
					■	18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
					■	19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	■	20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。		<p>・「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」を基に町立5保育園として共通の「全体的な計画」を策定し運営をしている。「全体的な計画」の中には重点課題として「食育」や「健康支援」、「環境・衛生管理」、「安全対策・事故防止」「保護者・地域への支援」などの項目が掲げられている。また、積算基礎毎に「保育園予算配当」として会計上の予算が詳細に組まれている。今後、可能であれば事業ごとに数値目標や具体的な成果等を設定することにより、定量的な分析が可能になるようにしていくことが期待される。</p>
					■	21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
					■	22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
					□	23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	■	24	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	<p>・「山ノ内町保育所運営審議会」等でも町保育園全体としての計画の評価・見直しが行われている。町立5保育園としてのほぼ共通の全体的な計画があり、また、年間指導計画、食育指導計画、保健計画なども策定されている。また、「保育園予算配当」として予算が生まれ、それに沿い運営されている。町として、園庭開放や子育て支援センター「ゆめっこ」、一時保育など、それぞれの実施状況が、数値や成果として集計・分析されている。期末には「保育概要報告」として年度の実施状況を振り返り、職員会議や町保育園研究会の各部会での分析結果等も踏まえて、次年度に向けて対策を立てている。園として作成した全体的な計画や年間指導計画等にも園の重点的な課題やそれに関連した目標が盛り込まれており、職員からの意見やアイデアも採り上げて、園の位置する地域性に合わせた具体策を策定している。</p>	
					■	25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
					■	26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
					■	27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
			■	28	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>・計画については、「園のおたより」等で全体的な計画に繋がる保育の場面を見える化し、また、各保育室入口のホワイトボードなど、見えやすい場所に写真などを交え掲示して、理解を促している。保護者会総会は、毎年4月の入園式と同日に実施されており、保護者会の年度の計画・予算が検討されており、園長が前年度の振り返りも含めて当保育園の事業概要報告と年度の計画を説明して理解を得ている。園としての各行事に際し、保護者に直接、感想・意見・要望等を伺えることからその結果を検討し、行事のみでなく全体的な運営に反映している。</p>
	4	(1)	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	b	<p>■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>■ 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>□ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・職員は毎年度、町職員としての評価シートで自らの目標を設定して、振り返りを半期ごとに行い業績評価を行っている。また、それらを基に園内研修を実施し課題解決を図っている。今年度は外部評価機関による第三者評価を受け、深く分析し、評価結果が公開される予定である。今後、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容の検討までの仕組みを保育所として定め、組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取組を実施する体制を整備されることが望まれる。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	<p>□ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・年2回、町職員としての「評価シート」で人事評価を行っている。今後、人事評価、第三者評価等の結果を基に、園全体としての課題を明確にし、この解決に計画的に取り組むことが必要ではないかと思われる。そのため、評価結果を分析した結果やそれに基づく園としての課題を文書化し、職員間で検討する機会を持たれることを期待したい。更に、設備の改善や予算的な課題等、単年度では解決できないものもあると思われるので優先順位を決めて、計画を立て、段階的に取り組まれることが期待される。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント																
II 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	■	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	■	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・「山ノ内町保育園管理規則」に沿い当園としての「職務分担表」が文書化されている。その中の園長の職務内容としては、「運営管理及び庶務管理」「保育関係」「健康安全」等が定められ、「備品管理点検」「物品購入及び管理」「園児入退園出欠簿」「職員勤務に関すること」「保護者会及び学校関係」などの主な業務を明確にしている。また、自らの役割と責任についても年度始めの職員会議や園内研修等で職員に明らかにし、協力しながら課題解決に取り組んでいる。更に、「自衛消防隊」や「不審者侵入への対応」、町の「保育園管理規則」等に基づき有事の際の役割と責任も明確になっており、園長不在時は主任保育士が代行するようになっている。															
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	■	43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	■	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	■	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	■	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	・園長は町の組織としての職員研修や各種園長研修などでコンプライアンス等を学び、また、各年度の「山ノ内町保育園運営について」という手引き等に沿い職員に必要な事項を伝え遵守できるように指導している。また、児童憲章や児童福祉法の主旨などが盛り込まれた町の「保育所職員服務規程」があり、それらを基に職員へ理解を促している。更に、労働基準法や町の「保育所職員の勤務時間に関する規程」に基づいて職員の休憩や休日の確保等についても配慮し、代替職員や延長保育の職員を配置して、働き易い環境を整備している。											
			① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	■	46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	■	施設長は、町立5保育園全体として具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。また、職員とともに保育の質の現状について職員会議や指導計画等で振り返り、改善に向けて取り組んでいる。更に、事務室が園舎玄関の出入口に接していることから保護者とは日頃接したり、保護者総会への出席や催しの都度、園への意見・要望などを聴いて、それを基に職員会議等で話し合い、改善策を練って、課題解決に当たっている。加えて、外部の研修等についても、職員自らの希望にも沿い、主任保育士と相談しながら計画的に取り組んで、その充実を図っている。日誌や年齢別の年間指導計画、月間指導計画等を確認する中で、その評価・反省についても実際の保育と照らし合わせ、職員に具体的に助言している。																
			② 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	■	47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	■	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	■	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	■	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	■	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	■	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	■	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	■	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	■	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	■	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は与えられた業務分担の視点から運営や業務の実効性を高めるために検証を行い、職員と共に取り組んでいる。人事については町として実施されており、それに基づきクラス担任、代替保育士、調理員などを配置し、日々の業務が効率良く行えているか、休憩時間の取得や残業時間の削減等が出来ているか等にも配慮している。また、保育主任とともに日常的な会話、定期や随時の面談などを通して職員の意向も把握し、チームワークを図りつつ働きやすい環境づくりを図っている。また、保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、町の「令和6年度保育所別予算配当」に沿って、消耗品等の補充、足りない教材の手配等についても予算内でのコスト削減に努めている。大規模な施設の改修については町の担当部署と連携しながら実施している。</p>
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・町の保育士、調理員等の配置基準があり、町立5保育園全体で正規職員、会計年度任用職員などの確保が計画的に行われている。町の担当部署及び子育て支援センターを中心に妊娠から出産、保育に到るまでの支援が継続的に行われ、保育のニーズについての予測も十分に把握されており、それを見越した保育士が確保されている。人材育成という面では園内での研修が組まれている。また、外部研修への参加等についても各方面からの情報を基に園長から働き掛けており、町立5保育園全体として、経験等に配慮し復命という形で対象職員の研修の場が確保され、その報告書も全保育園に回覧されている。看護師については町として配置され、保健講座等の講師も務めている。町立5保育園として栄養士の配置があり、地産地消も含めた献立に配慮がされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(1)	② 総合的な人事管理が行われている。	b	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>□ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>・期待する職員像については保育についての理念や保育方針、保育目標を記した当園の「全体的な計画」の中から読み取ることができる。また、人事基準については町の行政職と同じ基準が保育園職員にも適用されており、保育業務に関する成果や貢献度等、保育士としての人事評価シートが用いられている。人事評価シートには「姿勢態度」、「チャレンジ」、「チームワーク」などの評価要素が盛り込まれており、職員は年2回自己評価を行い、また、それぞれの職位に応じた上位職との面談も実施されており、一人ひとりの職員の考え方や保育に対する取り組み姿勢等についても伝える機会がある。更に、日頃から必要に応じて園長や保育主任と面談し、職員の意向・意見等が聞き入れられるようになっている。今後、町として、保育の専門職としてのキャリアパス等の導入について検討の機会を設けられることが望まれる。</p>
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	<p>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・労務管理の責任者は園長で、職員の休暇、超勤、出張に関することなどを管理している。また、時間外勤務等の指示は園長が行っている。職員の健康と安全の確保については町総務課が対応しており、ストレスチェックや健康診断等が実施されている。上位職との直接の面談が人事評価シートの振り返りなどに際して個別に行われ、必要な時には園長との面談も随時行うことができる。福利厚生については職員共済組合に加入しており、各種優待等を受けることができる。仕事と生活の両立という面では町の「保育所職員の勤務時間に関する規程」に基づき、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減などに取り組んでおり、介護や育児などの状況に応じて休暇が取得できるように配慮されている。当園全体として福祉人材の確保、定着の観点からチームワークを図りながら全職員で働きやすい環境づくりに取り組んでいる。職員インタビューからも、お互いにフォローし合い、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、一人ひとりの生活の質のアップが図られていることが確認できた。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	■ 77	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	・期待する職員像は、当園の保育についての理念や保育方針、保育目標を記した「全体的な計画」の中から読み取ることができる。また、保育の質の向上のために「人事評価シート」や「指導育成記録」を使って、4月に自ら目標を立て、半期に一度自己評価を行って、振り返り、次年度の目標に繋げている。職員一人ひとりが目標達成に向けて取り組み、達成状況を確認をする中で保育の質を高めて、成果に繋げている。加えて、評価シート作成時や中間に上位職との面接の場も設けられるとともに、「指導育成記録」も園長により作成され、次のステップに活かされている。
					■ 78	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	■ 79	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期間が明確にされた適切なものとなっている。					
	■ 80	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。					
	■ 81	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。					
		② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	■ 82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	・当園の保育についての理念や保育方針、保育目標を記した「全体的な計画」があり、その中から期待される職員像を読み取ることができる。年度の職員の研修については町立5保育園合同の研修や外部研修などとして計画が組み立てられ、研修参加者が園内での伝達研修を行ったり、復命報告書を回覧して、学んだことを全保育園で回覧し職員間で共有している。また、職員は自ら希望する外部研修にも参加することができ、自己啓発にも取り組んでいる。今後、職員の経験や習熟度に応じ、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にし、これらに基づき教育・研修を適切に実施されていくことが期待される。	
	■ 83	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。					
	■ 84	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。					
	□ 85	定期的に計画の評価と見直しを行っている。					
				□ 86	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	2	(3)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	<p>・職員の資格の取得状況については「人事調書」などで把握されている。町立5保育園としての「保育研究部会」がある。園長部会、主任保育士部会、各年齢別の部会、各保育園別の部会、人権同和教育部会、給食部会等、職種などに合わせた部会で構成されて共通の課題を掲げ、解決を図っている。合わせて「北信保育連盟保育研究部会」や「長野県保育連盟」、「長野県福祉人材センター」が主催する研修にも随時参加している。また、町職員としての研修については、町担当部署より研修案内が来るため交代で参加している。外部研修に関しても町担当部署からの情報提供の回覧に加え、各自情報を収集し主体的に参加している。更に、研修参加者の報告会などを職員会で رفتり報告書を回覧して、全職員に技術や知識が行き渡るようにしている。今後、「OJTの体系化」に取り組み、「研修を通じて、『いつまでに』『どんな状態』になってもらいたい」「そのために必要な具体的な知識・スキル・経験はなにか」「その状態に到達するために、『どんな仕事を』『どのように』『どのタイミング』で任せるか」などを明確にされていくことを期待したい。</p>	
			□ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を推奨している。
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。		<p>・全体的な計画の「保護者・地域への支援」で実習生の受け入れについて掲げている。今年度、保育士を目指す学生の実習の受け入れ予定はない。実習生受け入れについてはマニュアルはないが、受け入れの希望があれば、学校側とのプログラムについての打ち合わせや実習生に事前のオリエンテーションを行い、実習のねらいや希望等を聞く機会を設けている。また、実習の責任者は町の「保育園管理規程」の分掌業務に基づき、園長となっている。保育所の社会的責務の一つとして、福祉の人材を育成すること、及び、保育に関わる専門職の研修・育成への協力が上げられるのではないと思われる。地域の特性や規模等、状況によって異なるが、今後、更に保育所としての体制を整備して、効果的な研修・育成に繋がられていくことを期待したい。</p>		
	□ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。		□ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。				□ 95 指導者に対する研修を実施している。
	■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	<input type="checkbox"/> 97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	<p>・「保育園入園のしおり」や「保育園だより」に町立保育園共通の「保育目標」「人権・同和教育目標」が掲載されている。また、町のホームページ等に町立5保育園の一つとして当園も情報公開をしている。年間計画等は園内に掲示され、「事業概要報告」が保護者総会で説明されている。第三者評価については令和元年度に受審し、その結果が公表されている。また、今回の受審についても、県のホームページ等を通じて公表される予定となっている。地域の人々に向けて、保育に関わるイベントなどの印刷物「すがかわKIDS」を回覧板で回したり園内に掲示し、町の広報紙を通じて当保育園の活動なども紹介されている。また、当保育園は令和4年度に長野県が推進する「信州やまほいく(信州型自然保育)」の認定園として登録されており、そのホームページにも当保育園の特徴などが掲載され、活動の様子も写真入りのブログとして期ごとに公開されている。今後、地域住民や保護者からの信頼度が更に深まるように、可能な範囲で町立5保育園の事業計画、事業報告、予算、決算等の公開に努めていくことが期待される。</p>
					<input checked="" type="checkbox"/> 98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	<input type="checkbox"/> 99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。					
	<input checked="" type="checkbox"/> 100	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。					
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	<p>・町の財務規則があり、園としての職務分担表により園長が主管し、職員も自ら関わりのある職務で適正な運営の一翼を担っている。町として、それぞれの保育園の「保育所別予算配当」があり、また、町立保育園全体としての決算も文書化されている。町立保育園として県の北信保健福祉事務所による監査を定期的に受けているほか、町の事務監査も定期的に受け、透明性の高い適正な運営が行われている。公立保育園という特性上難しいと思われるが、今後、可能であれば、単独の保育園として外部の専門家(公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人等)による財務管理、経営管理、組織運営などの監査支援等を受けられることを期待したい。</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 102	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。					
	<input checked="" type="checkbox"/> 103	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている					
	<input type="checkbox"/> 104	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。					
					<input type="checkbox"/> 105	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	<p>■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>□ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 108 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>・地域との関わりについては「全体的な計画」の中で「地域の実態に対応した事業」「保護者・地域への支援」として文書化している。延長保育や園庭開放、子育て相談に取り組んだり、入卒園式や運動会などで地域の役員との関わり、すぐ隣の児童クラブの児童との交流、祖父母とのやきいも大会などでの交流、タケノコ採り・ワラビ採り・人形劇・パネルシアター・食文化研究、パンの買い物等を通じた大人とのふれあいなど、地域の人々との連携を図りつつ、当保育園を中心とした地域での体験の場を作っている。また、今年度、当保育園は町役場にあるリンゴの収穫体験とJAきのご祭りの当番園となっており、子どもたちの社会性を育む機会として取り組もうとしている。更に、未就園の子ども・保護者のニーズについては町の子育て支援センターを紹介している。今後、子どもたちが更に社会体験を積むための具体的な取組として、子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるように情報提供や支援をしていくことが期待される。</p>
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<p>■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>□ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>□ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>■ 115 学校教育への協力をを行っている。</p>	<p>・当園の「全体的な計画」の「保護者・地域への支援」に「園庭開放・実習生・学生によるボランティア・職場体験」として文書化している。中学生の職場体験学習や保育士を目指す学生の実習などについては受け入れる体制は整っているが、今年度は希望者がいないという状況となっている。そうした中で、パネルシアター、お盆・年末年始などの習慣を伝承する食文化研究会、草刈りなどに関わっていただく保護者、プランターの苗を寄贈する農業資材小売店やパン屋の従業員、地域の活性化のための戦隊ヒーローなどのサポートがあり、ふれあいの機会が持たれている。町として「幼保小連携プログラム」の導入について検討段階に入っており、近い将来、実施されるものと思われる。今後、地域の社会資源として、更に、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとしてボランティアの受け入れを位置づけ、そのために参加を希望する方への注意事項なども含めた保育園としてのボランティア受け入れマニュアルも整備して、事前にオリエンテーションを行うことで理解を深めていただきボランティアの輪を拡げられていくことが望まれる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	・地域での園の関係機関については把握しており、配慮が必要な子どもの療育相談、園長会、保小連絡会等が定期的にかかれて、協働しながら課題の解決に努めている。また、町の子育て支援センターと連携したり、施設開放による交流事業として「園庭開放」を実施している。更に、町の担当部署などと連携しながら町内のネットワークに参画し、「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「子どもや子育てにやさしいまち 山ノ内 みらいへつなぐ、ふるさとのまちづくり」に向けて、町立5保育園全体で取り組んでいる。家庭での虐待等、権利侵害が疑われる子どもへの対応についても、町の担当部署と連携を取り、児童相談所などの関係機関に相談しながら対応している。
					■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
		■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。				
		■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。				
		■ 120 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。				
		■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。				
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	□ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	・町立5保育園では毎月2回、未就園児の交流の場としての「園庭開放」や子育て相談に応じ、未就園児と保護者が園内外で遊んだり、幼児との交流をしたりしている。また、運動会などの行事に参加していただいた地域の役員から地域の情報などを収集している。また、地域ニーズの把握のために「園庭開放」「延長保育」などの利用状況について「月報集計表」を作成し町担当部署へ提出している。相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等については町の子育て支援センター「ゆめっこ」がその役割を担っており、子育てに関する相談や支援、保護者同士の交流などの拠点施設となっている。当センターでは「ゆめっこだより」を毎月保護者に配布して、保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等についても告知し、開催している。今後、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を発揮し、保育のみならず地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するため、地域の困りごとを議論する運営委員会を開催したり、相談事業を活性化させてその中で福祉ニーズを把握するなどの取組を積極的に行うことが望まれる。
		■ 123 (保育所) 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。				
		□ 124 (保育所) 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(3)	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	<p>■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。</p> <p>□ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p> <p>□ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</p> <p>■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>	<p>・当園では毎月2回、未就園児の交流の場としての「園庭開放」や子育て相談に応じ、地域の福祉ニーズに応えようとしている。また、町の子育て支援センター「ゆめっこ」では相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等を行っており、保護者の交流などの拠点施設として「ゆめっこだより」を毎月保護者向けに発行し、講演会や研修会等についても開催している。更に、災害時には当保育園の隣の地区福祉センターが避難所となっていることから、当保育園の水、レトルト食品などの備蓄も万が一には提供できるようにし、地域の防災組織との連携もとれるようになっている。今後、保育所として地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等にもとづいた独自の公益的な事業・活動に取り組みされていくことが期待される。</p>
III	1	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<p>■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>・当保育園では、子ども一人ひとりの人権に配慮し、また、人格を尊重し、子どもが安心して過ごせる保育を実践するために様々な取り組みを行っている。当園の「全体的な計画」には保育理念(事業運営方針)や保育方針が掲げられ、子ども一人ひとりを大切に、健やかな心身の成長を願って五つの保育目標を定めている。また、「保育園入園のしおり」や「保育園だより」に「保育目標」「人権・同和教育目標」を掲載して保護者へ説明し、保育開始前の説明会で理解を促している。更に、年間指導計画や人権・同和教育を通じて子供の人権、互いの尊重を職員間で話し合っており、保育内容にも取り入れ、反映している。加えて、隣接する保育園とともに幼児向けの「人権・同和研修」や年長児向けの「セカンドステップ」を行い、子どもの態度、服装、色、遊び方、役割、性差などで固定的な観念を植え付けず、互いに尊重する心を育む取組が行われている。「セカンドステップ」は、自分や友達に気づいてかかわり方を学ぶ機会として、ほぼ、毎月開催され、人権・同和教育では一人ひとりの子どもの生活習慣や考え方の違いを知って、子どもが互いを尊重する心を育てている。別に、町としての「保育所職員服務規程」の中に「服務の基本」として児童憲章や児童福祉法の主旨を理解し保育に当たることが上げられており、職員は研修や職員会議等で理念や基本方針を理解し、町立5保育園全体として「子どもを尊重した保育」について共通の理解を持ち、取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント	
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	■	138	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	<p>・当保育園では、子どものプライバシー保護、権利擁護に配慮した保育を行っている。職員はプライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識を保持し、社会福祉事業に携わる者として自らの責務を十分に理解し保育に当たっている。町の「保育所職員服務規程」があり「服務の基本」や「服務心得」として誠実に服務すること、礼節を重んじ相互に協力し信用を傷つけるような言葉使いまたは行動をしないこと、知り得た秘密は漏らしてはならないこと等の趣旨を掲げている。年10回、年長児を対象に「セカンドステップ」を行い、年に1回「人権・同和教育」も実施している。また、職員は日々の子どもの様子を観察し、虐待などの早期発見、予防に心掛けている。配慮が必要な子どもについては、親との面談、計画相談を行い、子どものプライバシー保護や権利擁護に取り組んでおり、その際にも相談の場所を延長保育室や事務所に設けプライバシーに配慮している。子どもの数が少ないながらも、今後、子どもの発達や特性に合わせ、日々の保育の着替えや排泄等の場面では、部屋を別にしたり衝立を使ったり、視界を遮る等の工夫をされていくことを期待したい。</p>	
			■		139	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	□		140
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	■	142	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	<p>・町立5保育園として子ども・子育て支援法に基づき、提供する教育・保育に係る情報について、県知事に報告し、県の社会福祉施設名簿(令和6年4月1日現在)に公表されている。また、町として保護者等が保育所を選択する際に必要な情報を提供している。町立5保育園共通の「保育園入園のしおり」「子育て案内」などを作成し、町担当部署にも置いて対応している。「保育園入園のしおり」には、「保育目標」をはじめ「人権・同和教育目標」、保育内容、園での生活の様子、感染症等について、細かく記載されている。更に、園内の見学、入園希望には随時対応しており、丁寧に説明している。情報提供の内容については「山ノ内町保育研究会」の園長部会等の部会で定期的に話し合いがもたれ、適宜見直しを行って、保育所を選ぶ保護者に必要な情報を提供している。「園庭開放」、町子育て支援センター「ゆめっこ」などでも子育て支援や入園相談などに応じている。</p>			
■	143		保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	■	144		保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。		
■	145		見学等の希望に対応している。						
■	146		利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	■ 147	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	<p>・保育の開始に当たり入園説明会を開催して、運営方針や保育内容、職員の勤務体制等を町立5保育園共通の「保育園入園のしおり」を用いて説明し、理解を促している。また、入園前個別懇談も行い、家庭環境、発育状況等を把握し、保護者の就労状況についても毎年調査票を提出していただき、保育時間や延長保育時間等を事前に説明し誤解が生じないようにしている。更に、毎年入園式で園目標、園生活のお願い、年間行事等を記した「園だより」を全家庭に配布し説明を行っている。年度末には一年間の概要をまとめ、次年度の保護者総会で事業報告として保育内容を伝えている。「保育園入園のしおり」には「年齢別の保育目標」「発達のめやす」などが載せられており、継続の子どもたちにとっての指標となっている。</p>
			■ 148		保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。		
■ 149	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。						
■ 150	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。						
■ 151	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。						
		③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	■ 152	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	<p>・保育所等の変更に当たっては保育の継続性に配慮して、「転園届」などの様式を整え、対応している。必要に応じ、子どもや保護者の意向を踏まえ、他の福祉施設・事業所や行政をはじめとする関係機関との連携を図っている。町立5保育園共通の、一人ひとりの子どもの保育要録を作成し、必要に応じて転園先に送って、保育の継続性を図っている。保育所の利用が終了した後の子どもや保護者等への担当窓口は町担当部署となっている。今後、保育所利用の終了後も子どもや保護者等が相談を希望した場合、行政や関係機関、他の事業所等、地域・家庭での生活の支援体制について、口頭だけでなく、文書で伝えられるように更に整備されていくことが期待される。</p>	
■ 153	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。						
□ 154	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	<p>■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>□ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>□ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>■ 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>□ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>□ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>・利用者満足の上昇を目的とした取り組みとして、保護者総会に園長が出席し、前年度の事業報告などを行うとともに、保護者から園の運営や満足度についての意見・要望を聞き、具体的な保育の改善に結びつけている。また、新入園児の家庭への訪問も行い、馴染みの、何でもいえる関係性を築いている。職員は子どもの様子や行動から満足感を把握し、月案の作成にも活かして実践に取り組んでいる。子どもたちがどれだけ満足しているか、保護者がどのように受け止めているかを把握し保育の質の上昇に結び付けている。日々の保育実践では、「自分でやりたい」「楽しい」「やってみよう」等の言葉を聞き、子ども達が主体的に取り組めるように職員会議や年齢別研究部会などで話し合っており実践している。園の特性に合わせ、今後、保護者懇談会の開催や利用者満足に関する調査方法などを検討し、また、定期的に行うことで、改善課題の発見や対応策等の立案に繋げていくことが望まれる。</p>
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	<p>■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>□ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>□ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の上昇に関わる取組が行われている。</p>	<p>・苦情解決や苦情内容への対応を通じて保育の質を高める観点から、日々の保護者とのかかわりの中でコミュニケーションを密にしている。送迎時や登降園時には、家族と職員との対話ができるように日頃から声をかけており、何でも伝えられるような関係づくりをしている。苦情の申し出は殆どないが「山ノ内町保育所苦情等処置実施要領」がある。「苦情解決の仕組み」も玄関や事務室に掲示され、町立5保育園への意見・苦情などは町の担当部署に寄せられるようになっている。そのため、園長部会で申し出された苦情を共有して、事例として職員間でも直ぐに話し合い、注意を喚起して、保育内容や運営等の改善に役立っている。また、町立5保育園共通の第三者委員が設置されているので、保護者等は直接申し出をすることができる。今後、可能であれば苦情解決の体制について町の仕組みのほかに園内にも設け、意見箱を設置したり、アンケート（匿名）を実施するなど、検討することが求められる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
Ⅲ	1	(4)	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	<input type="checkbox"/>	168	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	・保護者が必要に応じて相談ができ意見が言えるように、日頃から保護者との良好な関係を築くように努めている。利用開始時に説明を行うだけでなく、新入園児についての家庭訪問などで相談や意見が述べやすい環境を整えている。保護者には日常的な言葉がけを積極的に行っている。また、基本的に月1回、行事などの保育の様子を保育室昇降口のボードに写真入り(ドキュメンテーション)で報告し、その他の情報もボードに掲示し伝えている。相談があるときは個人情報やプライバシーに配慮しつつ延長保育室・事務室などを使用し聴取することができる。今後、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等、専門的な相談、あるいは保育所において直接相談しにくい内容の把握等、複数の相談方法や相談相手を整えていくことが望まれる。
			<input type="checkbox"/>		169	保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
<input checked="" type="checkbox"/>	170	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。						
			③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	<input checked="" type="checkbox"/>	171	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	・保護者から表出された相談や意見は保育の質の向上をさせていくための貴重な意見と捉え、町の5公立保育園全体として積極的に対応している。日々の保育実践において、保護者が意見を言いやすいような関係や雰囲気作りに配慮し、送迎時の保護者との対話や電話等で日々のコミュニケーションを取るとともに、保育内容や運営等の改善についての要望や意見、相談をしっかりと受け止め、保育園として組織的かつ迅速な対応を行っている。今回の利用者調査の調査項目の「登園時に、家庭でのお子さんの様子等について、園に気軽に声をかけることができますか」「お迎え時に、園でのお子さんの様子等について、園から気軽に話を聞くことができますか」「子育てに関する気がかりな点や悩み等について、気軽に個別相談に応じてくれますか」「保護者のいろいろな意見や価値観に理解を示していると感じますか」への回答でも肯定的な「はい」という回答比率がかなり高く、適切な対応と意見の傾聴に努めていることが窺える。今後、園として可能であれば、相談や意見への対応マニュアルを整備し、保護者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公表の方法等を具体的に策定されていくことが期待される。
<input type="checkbox"/>	172	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。						
<input type="checkbox"/>	173	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。						
<input checked="" type="checkbox"/>	174	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。						
<input checked="" type="checkbox"/>	175	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。						
					<input type="checkbox"/>	176	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
Ⅲ	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b	<input type="checkbox"/> 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 <input checked="" type="checkbox"/> 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 <input type="checkbox"/> 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 <input type="checkbox"/> 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 <input type="checkbox"/> 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		<p>・「山ノ内町地域防災計画」とともに「危機管理マニュアル」「不審者対応マニュアル」があり、火災、地震、風水害、感染症、不審者対応などの対応と予防について定めている。災害対応に関する状況の変化に合わせ、町防災無線デジタル化、火災情報・防災情報・警察情報・町からの行政情報（お知らせ）についてのSUGU（すぐ）メールの活用などが進んでおり、町立5保育園としてもこれらに準じている。防災行政無線の放送内容は戸別受信機とともにSUGUメールにも連動しており、可能な限り多くの人々が活用できるようになっている。園での事故発生時には応急処置を行うとともに、園長に報告をし、適切な対応を行っている。ヒヤリハット事例は園日誌に記録し、職員は事故防止に努めている。固定遊具点検は月1回、保育室内点検は毎日行い、安全確保・事故防止に努めているほか、不審者対策訓練も含む避難訓練も毎月実施している。今後、町立5保育園としてリスクマネジメントに関する会議等の設置及び開催と、更に、ヒヤリハット報告・事故報告等を収集し、その分類や一覧表の作成を行い、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びつけていくことが望まれる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	<p>■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>□ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>□ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>・「感染症」の対応については「危機管理マニュアル」に取り上げられている。季節、保育の提供場面に応じた適切な対応をしており、予防及び発症時に感染を広げないための対策について保護者へ周知している。町立5保育園共通の「保育園入園のしおり」に「主な学校感染症」の一覧を載せ、また、特に伝染性が強い「水いぼ」「とびひ」「手足口病」「インフルエンザ」については別途掲載して注意を喚起している。感染症が発症した場合には町の保健師へ連絡し必要な対策を行い、ボードやお便りで感染状況を発信して、感染症の予防、発生時の子どもの安全の確保のための取り組みを行っている。また、感染症情報は職員間で伝え合い周知し対応している。当園では、手洗いうがいの励行、手拭きタオル(トイレ用と保育室内用)・コップ・歯磨きの持ち帰り、食事前後のテーブル・椅子の消毒拭き、ドアノブ等の除菌も行い感染予防を行っている。更に、嘔吐物セットも用意されており臨機応変に対応できるようになっている。感染症流行期前には、町より感染症の蔓延防止についての通達があり、職員会議等で読み合わせをしている。子どもの生命と健康を守り、保育の質の向上を目指す意味からも、今後、感染症の予防や安全確保に関する定期的な勉強会、感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が期待される。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	<p>■ 190 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>・子どもの安全を確保するために、災害時における安全確保のための対策が講じられており、保育継続の意味からも事前の準備、訓練を積極的に行っている。防災計画に沿って、避難確保計画が作成され、これに基づいて毎月想定を変えた避難訓練(地震、火災、不審者、引き渡し)や年1回の総合訓練を実施している。事務室には避難経路、緊急連絡網などが掲示され、非常時に持ち出すリュック、防災頭巾なども事務室、各保育室の取り出しやすい場所に保管している。また、食料品(白米、カレー、缶詰等)、水、ミルクやお菓子等の備蓄品リストを作成し管理している。当保育園に隣接する福祉センターが地区の指定避難所であり、食料(α米、水、缶詰、お菓子他)、カセットコンロ等を準備している。町のハザードマップに基づき、消防署との連携を図りつつ訓練の指導などを受け、地区の防災組織図も園内に掲示されるなど、各方面からのサポート体制も整備されている。また、災害時には、保護者との連絡がスムーズにできるように一斉メール配信システムを導入しており、携帯端末から閲覧できるようになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<p>■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>・山ノ内町の子育て支援事業計画が文書化されており、事業運営方針（保育理念）「子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され地域に愛される保育園を目指す」に基づいて、山ノ内町立5保育園共通の全体計画を編成している。各園では子ども一人一人の発達や状況を踏まえて、年齢別保育目標、指導計画、月案を作成し一人一人を尊重した関わりが持たれている。職員は保育の水準や内容の差異をなくし、一定の水準や内容を常に実現するように連携して取り組んでいる。「保育目標」「人権・同和教育目標」は園内に掲示され、職員会や研修等で子どもの権利、プライバシー保護等の理解を深めている。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a	<p>■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。</p> <p>■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。	・山ノ内町立5保育園共通の全体計画に基づいて、子どもの発育・発達状況、家庭及び地域の実態に即した指導計画を園長の責任の下、作成している。保護者との面談、「家庭の調べ」等から子どもの状態、家庭状況、ニーズを把握したうえで、アセスメントが実施され、計画の作成、実施、評価、見直しが行われている。アレルギーや配慮が必要な子どもについては、保護者、医師、栄養士、保健師等と連携を図り、保護者のニーズを踏まえると共に指導計画に反映し、適切な保育に繋がっている。また、日々の保育日誌で振り返りを行い、発達記録に記載している。
			■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。			
■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。						
■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。						
■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。						
■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。						
■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。						
■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。						
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	・子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るため、指導計画の見直しの時期、保護者の意向把握と同意を得るための手順等組織的な仕組みを定めている。指導計画は計画を4期に分け、期ごとに見直し評価を行い、保護者の意向の確認も行っている。日々の保育日誌、月案などでも振り返って、評価を行い、細かく記録している。職員会で内容の変更、検討、見直しを行い、職員間で周知をして、次の指導計画に反映している。
			■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。			
			■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。			
			■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。			
			■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	■ 217	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	<p>・「家庭の調べ」「発達記録」「発育状況」等山ノ内町立5保育園で統一した様式で、個人の発達や生活状況を把握して、保育の記録として残すと共に指導計画に取り入れている。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画の変更の手順や関係職員への周知方法等も定めている。園長部会、主任部会で記録が適正に行えるように話し合い、記録の内容や書き方に差異が生じることがないように指導、確認を行っている。保育記録で保育の実施状況の確認や報告等がシステムとして確立されており、園長は総合的視点で情報を管理している。職員会を毎週開催し、職員間でも情報の共有がされている。</p>
			■ 218		個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。		
■ 219	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。						
■ 220	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。						
■ 221	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。						
■ 222	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。						
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	■ 223	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程を定めている。	<p>・個人情報の保護に関する法律や山ノ内町の「保育園管理規程」「個人情報の保護に関する法律施行条例」に従って記録の保管、保存、破棄を行っている。園内の個人情報が外部に流失しないように管理体制を整え、記録の保管場所、保管方法、管理責任者を明らかにしている。記録の管理責任者は園長が担い、鍵付きの保管場所で管理している。職員は個人情報に関わる研修を受け、正しく理解し厳守している。入園説明会で保護者に個人情報に関する説明を行い、理解を図っている。</p>
■ 224	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規程されている。						
■ 225	記録管理の責任者が設置されている。						
■ 226	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。						
■ 227	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。						
■ 228	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。						